

京丹後市役所本庁機能集約化基本方針（案）

京丹後市役所の本庁機能のあり方については、合併時から、旧役場庁舎利用の「分庁舎方式」を採用しながら、主に峰山庁舎、網野庁舎及び大宮庁舎の3庁舎を中心に利活用を図ってきた。

この間、老朽化や耐震化への対応を含めた将来的なあり方について、京丹後市まちづくり委員会をはじめ、京丹後市行政評価委員会、京丹後市議会その他関係団体から、「本庁機能の集約化」について、その推進に積極的な答申や意見が出されてきたところである。

このような中で、平成26年12月、京丹後市議会の議決を経て、第3次京丹後市行財政改革大綱が策定され、第3節（効率的・効果的な行政運営の推進）の1（組織の機能向上と効率化）において、「合併による行財政改革の効果をより一層発揮するため、本庁機能の集約化についても検討を進めていく必要がある」という指針が示された。

よって、更なる市民の利便性及び行政運営の効率性の向上に向け、次のとおり本庁機能の集約化を図ることとし、ここにその基本方針を定める。

記

- 1 現在、京丹後市役所の位置として定められている峰山庁舎及びその周辺（以下「峰山庁舎近辺」という。）を必要最小限の費用で整備することにより、大宮庁舎、網野庁舎及び丹後庁舎に存置する本庁機能をできる限り峰山庁舎近辺に集約化する。
- 2 すべての本庁機能を峰山庁舎近辺に集約化することが経費的若しくは物理的な見地から勘案して不利若しくは困難な場合又は他の建物を利用するほうが有利な場合は、建築経過年数が少ない大宮庁舎をできる限り当該他の建物として利活用する。この場合において、市長部局の本庁機能は、できる限り峰山庁舎近辺に集約化する。
- 3 本庁機能の集約化のための庁舎、駐車場等の整備は、その進捗状況を市民に公開しつつ、平成29年度末までの完了を目指とする。